

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので同条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見がある場合は、縦覧期間満了の日までに宮城県産業経済部食産業・商業振興課に到達するよう意見書を提出することができる。

平成19年2月21日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 届出者名
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヨークタウン涌谷
遠田郡涌谷町字渋江194-1 外
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
株式会社ヨークベニマル 代表取締役 大高 善興
福島県郡山市朝日二丁目18番2号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成19年10月9日
- 5 大規模小売店舗の店舗面積の合計
8,101平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
555台
 - (2) 駐輪場の収容台数
235台
 - (3) 荷さばき施設の面積
242.8平方メートル
 - (4) 廃棄物等保管施設の容量
55.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（開店時刻） 午前9時
（閉店時刻） 午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後11時15分まで
 - (3) 駐車場の出入口の数
3か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 9 時まで

8 届出年月日

平成 19 年 2 月 8 日

9 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター、宮城県大崎地方県政情報コーナー及び涌谷町役場

10 縦覧期間

平成 19 年 2 月 21 日から平成 19 年 6 月 21 日まで(ただし、閉庁日を除く。)

11 意見書提出先

仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号

宮城県産業経済部食産業・商業振興課

12 意見書提出に関する注意事項

縦覧場所に備え付けの「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」(経済産業省告示第 85 号)及び意見書様式を参考のこと。